

○能勢町都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、能勢町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから町長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 町議会議員 5人以内
- (3) 関係行政機関の職員 1人以内
- (4) 町の住民 3人以内

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから、互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員及び専門委員の報酬並びに費用弁償の支給に関しては、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日条例第1号）

(施行期日)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。